

〈組員配布用〉

A 普通認定（扶養手当が支給されている場合） 提出書類チェックリスト

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 事由発生日付で認定を受けるには、30日以内に所属所に申告書の届出が必要です。届出が30日を過ぎると、事由発生日に遡って認定が行われず、所属所受理日認定となりますので御注意ください。 ● 本チェックリストは申告の多い事例を掲載しています。状況により、別途書類を要する場合があります。
------	---

○・・・提出必須書類 △・・・該当者のみ提出する書類

	①	②	③	④	⑤	⑥ 該当するいずれか				⑦	⑧	
						雇用保険 受給前	雇用保険 受給中	雇用保険 未加入	雇用保険 受給権喪失			
	被扶養者申告書（認定） （給与事務担当者の確認（氏名と☑）が必要）	国民年金第3号被保険者関係届（該当） （20歳以上60歳未満の配偶者のみ） （65歳以上の組員で年金受給権を有する方は提出不要）	国民健康保険に加入中であることが分かる書類※1	直前の健康保険の資格喪失証明書 又は国民健康保険に加入中であることが分かる書類※1	戸籍謄本・抄本の写し 又は婚姻届受理証明書の写し	雇用保険に関する確認書	ア 雇用保険被保険者離職票2面の写し	イ の雇用保険受給資格者証1面と3面の写し	ウ 退職証明書の写し 又は退職令通知書の写し	エ の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し	（雇用保険受給資格者証1面と3面の写し） （「支給終了」の印字があるもの）	（扶養親族（異動）届等の写し） （所属所長が確認済のもの）※3
別冊様式集 該当ページ	P35	P45			P63							
認定事由	出生	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	結婚	○	△	○	○	—	—	—	—	—	—	—
	離職	○	△	○	—	○	—	○	—	—	—	—
	雇用保険の受給終了	○	△	○	—	—	—	—	—	—	○	—
	上記以外（※2）	○	△	○	—	—	—	—	—	—	—	○

- ※1 資格確認書の写し又はマイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内のものに限る。）
- ※2 扶養の事実が生じた日を確認できる書類があれば添付してください。
- ※3 都立学校の場合はLoGoフォームの画面を印刷したもの等（P62(4)ア⑧参照）

扶養替えについて（P51参照）

夫婦が共に組員の場合：夫婦それぞれ、認定と認定取消の手続きを並行して行う必要があります。
 なお、夫婦共に組員で双方とも扶養手当を受給していないときは、扶養替えの手続きは必要ありません。

【参考】

認定取消の提出書類は以下のとおりです（P70～P71参照）。

- ①被扶養者申告書（認定取消）
- ②資格確認書（有効期限内のもの）（交付されている場合）（限度額認定証等が交付されている場合は併せて返却）
- ③（ア）扶養手当が支給停止される場合……………扶養親族異動届等（所属長が確認済みのもの）の写し ※3
 （イ）扶養手当が支給されていない場合……………組員の源泉徴収票の写し、主たる扶養義務者（配偶者等）の収入を証明する書類★1
- ④（ア）配偶者が被用者保険の被保険者の場合……………加入先での子の資格確認書等の写し※1
 （先に相手方の健康保険で認定を受ける。共済組合で先に取消しする場合は事前に資格担当へお問合せください）
 （イ）配偶者が東京支部の組員の場合……………配偶者の資格確認書等の写し※1
 （認定の書類と併せて提出する場合は不要）
 （ウ）配偶者が国民健康保険の被保険者の場合……………配偶者の資格確認書等の写し※1
 （先に共済組合で認定取消をする）

(組員配布用)

B 特別認定（扶養手当が支給されていない場合） 提出書類チェックリスト

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 事由発生日付で認定を受けるには、30日以内に所属所に申告書の届出が必要です。届出が30日を過ぎると、事由発生日に遡って認定が行われず、所属所受理日認定となりますので御注意ください。 ● 本チェックリストは申告の多い事例を掲載しています。状況により、別途書類を要する場合があります。
-------------	--

○・・・提出必須書類 △・・・該当者のみ提出する書類

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
	被扶養者申告書（認定）	金額が認定を受けられる者の収入の1/2以上が必要	申請理由書 （別居の場合は組合員の送金額が認定を受けられる者の収入の1/2以上が必要）	戸籍謄本の写し	国民年金第3号被保険者関係届（該当） （20歳以上60歳未満の配偶者のみ） （65歳以上の組合員で年金受給権を有する方は提出不要）	直前の健康保険の資格喪失証明書 又は国民健康保険に加入中であることが分かる書類※1	世帯全員の住民票の写し （組合員と同居が要件となる者の認定時 手引き参照（P50参照））	夫婦双方の収入を証明する書類 ★1	主たる扶養義務者と組合員の収入を証明する書類★1 （認定しようとする者の配偶者や父母等）	非扶養証明書 （組合員の兄弟姉妹等）
別冊様式集該当ページ	P35	P56		P45					P65	
認定対象者	配偶者	○	○	○	△	○	—	—	—	—
	子（未婚）	○	○	○	—	○	—	○	—	—
	父のみ又は母のみ	○	○	○	—	○	—	—	○	△
	父及び母	○	○	○	—	○	—	—	—	△
上記以外	○	○	○	△	○	△	△	○	△	



	⑩	⑪ 該当するいずれか				⑫	⑬ 該当するもの全て			⑭	⑮	⑯
		雇用保険受給前	雇用保険受給中	雇用保険未加入	雇用保険受給権喪失		パートアルバイト	年金受給	自営業			
上記の書類に加え、認定事由が以下の場合、提出する書類（複数の場合あり）	雇用保険に関する確認書	ア 雇用保険被保険者離職票2面の写し	イ 雇用保険受給資格者証1面と3面の写し	ウ 退職証明書の写し 又は退職発令通知書の写し	エ 雇用保険被保険者資格喪失確認書の写し	雇用保険受給資格者証1面と3面の写し （「支給終了」の印字があるもの）	給与等支払証明書 （直近12カ月分）	年金額改定通知書の写し （最新のもの）	確定申告書の写し （収支明細計算明細書・青色申告決算書等を含む）	非課税証明書の写し （18歳未満は提出不要）		
別冊様式集該当ページ	P63						P58					
離職	○		○			—	—	—	—	—		
雇用保険の受給終了	—		—			○	—	—	—	—		
収入がある	—		—			—	△	△	△	△		
収入がない	—		—			—	—	—	—	—		○

※1 資格確認書の写し又はマイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内のものに限る。）

★1 夫婦双方又は主たる扶養義務者の収入を証明する書類

組合員	源泉徴収票の写し（他に収入がある場合は分かる書類）
配偶者・主たる扶養義務者	
会社員等	： 源泉徴収票の写し
自営業	： 確定申告書の写し（収支明細計算明細書・青色申告決算書等を含む。）
年金受給者	： 年金額改定通知書の写し（最新のもの）
被扶養者の場合	： 組合員・被扶養者現況表の写し、資格確認書の写し※1
配偶者が組合員の場合	： 資格確認書の写し※1
該当者なし	： 申請理由書に記載（例：配偶者とは離別等）

2-4

被扶養者の認定・取消しをするとき